

白鳥事件とは何か

今西 一

1 私と「50年」問題

私は、10代の後半から20代の前半にかけて、民主主義文学同盟の京都下鴨支部の文芸サークルに所属し。戯曲やルポロタージュた評論などを書いていた。最初に伊藤信夫（ペンネーム）で公表した「ヒロシマ・1968年の夏」（『紅蓮』第2号）は、『民主文学』で山武比古氏が取り上げてくれたが、ここで「特殊部落」という言葉が使われ、雑誌は回収され、同盟からは、金達寿、西野辰吉らが脱退した。

翌年、金の作品『玄海灘』を取り上げて「金達寿『玄海灘』試論』（同、3号）を書き、金氏に送ったら、東京の研究会に誘われた。金氏は、上洛すると何度も酒の席に誘ってくれた。そこで「50年問題」で、国際派として除名された話を聞かせてくれた（両作品は、小樽商科大学のホームページ、バレル（壺）で伊藤名で公表している）。当時は、民主主義文学同盟の大会に行っても、山岸一章氏が、宮本頤治氏の悪口を言っているような状況であった。

何より下鴨サークルの顧問であった西口克己氏（『山宣』『廓』『祇園祭』などの作者）が、50年問題で除名され、国際派として選挙に立候補し、所感派から「帝国主義の手先」と攻撃され、悲惨な体験をしていた。当時、共産党の府会議員であつたが、「『実録共産党史』を書いて、墓までもっていきたい」というのが、口癖であった。

2 辞書のなかの「白鳥事件」

資料1を参照。

事件の経過、金融業者、白鳥裁判、

3 「50年問題」とは何か？

① 敗戦直後の共産党

獄中18年の徳田球一、志賀義男一非「転向」神話

1932年テーゼ 武装蜂起からソビエト型の権力一生産管理闘争

延安グループ一野坂参三一反日民族解放運動

1935年 コミニテルンの戦術転換 人民戦線、民主的な上からの政府 中国革命

「天皇制打倒」に反対、「愛される共産党」、占領下の平和革命論

② コミュンフォルムの野坂批判

1950年

1月 6日 コミュンフォルムの野坂批判一占領下平和革命

10日 中西功の除名

12日 政治局所感を発表

18日 北京日報「日本人民解放の途」発表

18-20日 第18拡大中央委員会総会一志賀意見書に対抗

- 20日 政治局員伊藤律が「同志野坂について」発表
22日 徳田書記長が政治局を強化
2月 1日 ソ連が天皇の戦犯要求—細菌戦犯として国際軍事法廷に
6日 野坂「私の自己批判」発表
4月 15日 志賀派批判を発表 (以上「アカハタ」)
「所感派」、「国際派」、中西功「独立派」、「神山茂夫派」など多様
@ 50年1月の野坂批判ーススロフが最終的にまとめる。
4全協、5全協の武装路線につながるのか?
隠れた主題一天皇の戦争責任
③ 四全協—1951年2月23日
軍事方針の決定—野坂の命令で紺野与次郎—実行に乏しかった
④ 五全協—1951年10月16日 椎野
朝鮮戦争 (表1)
宮本派の「自己批判」—軍事活動への参加
東大国際派の解体—リンチ事件 戸塚秀夫、不破哲三、高沢寅男
⑤ 国内軍事行動の開始
白鳥事件がスタート (表2)
朝鮮の祖国防衛隊の活動—不明が多い
⑥ 六全協と北京機関
白鳥の関係者—四川省に流す 「島送り」
武装闘争の隠蔽 増山太助も送られようとした

おわりに

白鳥事件とは、ソ連、中国、北朝鮮が起こした、朝鮮戦争という軍事テロの一翼を担うものであった。
原爆展など、北大の反戦平和運動を破壊していった。
白鳥裁判、白対協の運動—60年代から、「白鳥事件」を語ることを封殺してきた。
石母田正「歴史と民族の発見」—石川啄木「呼子と口笛」の高い評価
ナロードニキ主義、無政府主義、国家社会主義への傾斜
中岡哲郎の批判
ミチューリン運動—DNAの否定、プレートテレトニックスの否定—地震学の不振
「講座派」マルクス主義の全盛、異常な強さ

報告書等であった。弾丸の腐食状況に関する実験等の結果、長期埋没の事実も、犯行に供された弾丸との使用拳銃の同一性にも疑いを生じたのである。再審請求に対する審理は、札幌高裁及び最高裁で入念に行われたが、昭和50年5月20日、第1小法廷が請求人の特別抗告を棄却し、再審の請求は認められなかった。弾丸の証拠価値が低下したとしても、他の証拠によって有罪判決は維持できるとされたのである。しかし、第1小法廷は、一般論として、再審請求に対する審理においても全証拠を総合評価すべきであり、「疑わしいときは被告人の利益にとく刑罰の鉄則」が適用されると判示し、注目された。いわゆる白鳥決定である。

この決定は、再審制度運用の流れを変えるだけの衝撃力を持っていた。翌昭和51年には、弘前事件、加藤事件及び米谷事件の再審開始が相次ぎ、やがていずれも無罪判決が確定した。また昭和55年から56年にかけては、免田事件及び財田川事件について再審開始が確定し、再審の公判が進行していたが、いずれも無罪判決で終了した（免田事件：昭和58.7.15、財田川事件：昭和59.3.12）。ともに死刑確定囚の再審だけに、その重みは極めて大きい。

一方、白鳥事件の関係者とみられたAほか数名の者は、密出国して中国へ渡航した形跡があったが、昭和50年から同53年にかけて、うち3名が空路で中国から帰国し、取調べを受けた。しかし、事件の完全な真相は、いまも謎に包まれている。

<松尾浩也>

白鳥事件 しらとりじけん

昭和27年1月21日、札幌市警察本部白鳥一雄警備課長が、帰宅途中ピストルで撃たれ、殺害された事件。警察は、日本共産党関係者の犯行とみて捜査を進めたが、決定的な証拠はなく、また、射殺の実行者とされる有力被疑者Aら関係者数名が所在不明になるなど、事件は難航した。党札幌地区委員長Bが、主謀者として起訴されたのは、事件発生後3年半を経た昭和30年8月のことであった。Bは、終始否認していたが、結局、1審、控訴審、上告審を経て、懲役20年の刑が確定した。Bと事件を結びつける数少ない物証のなかに、札幌市郊外幌見峠から発見され、射撃訓練に使われたとされる埋没弾丸2個があった。

網走刑務所に服役中のBは、昭和40年10月、札幌高裁に対し再審請求をしたが、その主な証拠は、上記弾丸についての疑問を示す実験結果

報告書等であった。弾丸の腐食状況に関する実験等の結果、長期埋没の事実も、犯行に供された弾丸との使用拳銃の同一性にも疑いを生じたのである。再審請求に対する審理は、札幌高裁及び最高裁で入念に行われたが、昭和50年5月20日、第1小法廷が請求人の特別抗告を棄却し、再審の請求は認められなかった。弾丸の証拠価値が低下したとしても、他の証拠によって有罪判決は維持できるとされたのである。しかし、第1小法廷は、一般論として、再審請求に対する審理においても全証拠を総合評価すべきであり、「疑わしいときは被告人の利益にとく刑罰の鉄則」が適用されると判示し、注目された。いわゆる白鳥決定である。

この決定は、再審制度運用の流れを変えるだけの衝撃力を持っていた。翌昭和51年には、弘前事件、加藤事件及び米谷事件の再審開始が相次ぎ、やがていずれも無罪判決が確定した。また昭和55年から56年にかけては、免田事件及び財田川事件について再審開始が確定し、再審の公判が進行していたが、いずれも無罪判決で終了した（免田事件：昭和58.7.15、財田川事件：昭和59.3.12）。ともに死刑確定囚の再審だけに、その重みは極めて大きい。

一方、白鳥事件の関係者とみられたAほか数名の者は、密出国して中国へ渡航した形跡があったが、昭和50年から同53年にかけて、うち3名が空路で中国から帰国し、取調べを受けた。しかし、事件の完全な真相は、いまも謎に包まれている。

1984年

一方、白鳥事件の関係者とみられたAほか数名の者は、密出国して中国へ渡航した形跡があったが、昭和50年から同53年にかけて、うち3名が空路で中国から帰国し、取調べを受けた。しかし、事件の完全な真相は、いまも謎に包まれている。

一方、白鳥事件の関係者とみられたAほか数名の者は、密出国して中国へ渡航した形跡があったが、昭和50年から同53年にかけて、うち3名が空路で中国から帰国し、取調べを受けた。しかし、事件の完全な真相は、いまも謎に包まれている。

白鳥事件 しらとりじけん

昭和27年1月21日、札幌市警察本部白鳥一雄警備課長が、帰宅途中ピストルで撃たれ、殺害された事件。警察は、日本共産党関係者の犯行とみて捜査を進めたが、決定的な証拠はなく、また、射殺の実行者とされる有力被疑者Aら関係者数名が所在不明になるなど、事件は難航した。党札幌地区委員長Bが、主謀者として起訴されたのは、事件発生後3年半を経た昭和30年8月のことであった。Bは、終始否認していたが、結局、1審、控訴審、上告審を経て、懲役20年の刑が確定した。Bと事件を結びつける数少ない物証のなかに、札幌市郊外幌見峠から発見され、射撃訓練に使われたとされる埋没弾丸2個があった。

網走刑務所に服役中のBは、昭和40年10月、札幌高裁に対し再審請求をしたが、その主な証拠は、上記弾丸についての疑問を示す実験結果

1986年

1月21日午後、白鳥事件

白鳥事件 しらとりじけん 1952年
(昭和27) 1月21日夜、白鳥(札幌市警
察部が何者かに背後から拳銃で射殺された事件。
弾丸Aは発見されたが拳銃は発見されなかっ
た。犯人を捜索できぬままに、1月1日に
衆議院の調査団は「さわぎのうつむかに五
金協と軍事方針を決定した日共の動きが背後
に感じられる」と発表し、最高検察庁も同様
な見解を出した。元対原田政権は、事件の
首謀者は借用金庫理事長佐藤英明だと公開状
を発したが、それは重視されず、まるで英
明は眞鍛の「日本共産党犯人説を
とひなご検事たわが報出してこつたといつ
る。検察は8月に党員佐藤英明、(ひこ)堀井義
典・村上國治 翌年に追平・高安が党的
逮捕した。そのいひまでに佐藤英明の党
員が殺害され、指名手配された。検察側は
転向した過度、追平・高安らが党的軍事方針
を疑惑視し、一切を阻害した一身上の命令で參

白鳥事件 しらとりじけん 1952年
(昭和27) 1月21日夜、白鳥(札幌市警
察部が何者かに背後から拳銃で射殺された事件。
弾丸Aは発見されたが拳銃は発見されなかっ
た。犯人を捜索できぬままに、1月1日に
衆議院の調査団は「さわぎのうつむかに五
金協と軍事方針を決定した日共の動きが背後
に感じられる」と発表し、最高検察庁も同様
な見解を出した。元対原田政権は、事件の
首謀者は借用金庫理事長佐藤英明だと公開状
を発したが、それは重視されず、まるで英
明は眞鍛の「日本共産党犯人説を
とひなご検事たわが報出してこつたといつ
る。検察は8月に党員佐藤英明、(ひこ)堀井義
典・村上國治 翌年に追平・高安が党的
逮捕した。そのいひまでに佐藤英明の党
員が殺害され、指名手配された。検察側は
転向した過度、追平・高安らが党的軍事方針
を疑惑視し、一切を阻害した一身上の命令で參

(表1) 4事件の概況、裁判・判決内容、軍事方針有無

項目	白鳥事件	メーデー事件
発生年月日 概況	1952年1月21日 札幌市白鳥警部射殺 殺人予告ピラ→実行→実行宣言ピラ 逮捕55人=党員19、逮捕後離党36人。実行犯含む10人中国逃亡 白鳥警部即死	1952年5月1日 講和条約発効後の初メーデー 皇居前広場での集会許可の裁判中 明治神宮外苑15万人→デモ→皇居前 皇居前広場突入4000~8000人、逮捕1211人 死亡2、重軽傷1500人以上、警官重軽傷832人
参加者 死傷者	逮捕55人=党員19、逮捕後離党36人。実行犯含む10人中国逃亡 白鳥警部即死	死亡2、重軽傷1500人以上、警官重軽傷832人
裁判被告 裁判期間 判決内容	殺人罪・殺人帮助罪で起訴 被告追平ら一部は検察側証人に 8年間 村上懲役20年、再審・特別抗告棄却。 高安・村手殺人帮助罪懲役3年・執行 猶予。中国逃亡者時効なし	刑法106条騒擾罪で起訴253人 分離公判→統一公判 20年7ヶ月間、公判1816回 騒擾罪不成立、「その集団に暴行・脅迫の共同意志 はなかった」。最高裁上告阻止、無罪確定、公務執行妨害有罪6人
軍事方針有無 武器使用 共産党側の認否 関係者の自供	札幌市軍事委員長村上と軍事委員7 人による「白鳥射殺共同謀議」存在 ブローニング拳銃1丁 軍事方針存在の全面否認 村上以外、「共同謀議」等自供 逃亡実行犯3人中、中国で1人死亡	日本共産党中央軍事委員長志田が指令した 「皇居前広場へ突入せよ」との前夜・口頭秘密指令 (プラカード角材)、朝鮮人の竹槍、六角棒 軍事方針存在の全面否認 志田指令を自供した軍事委員なし 増山太助が著書(2000年)で指令を証言
警察側謀略有無	拳銃・自転車の物的証拠がなく、幌見 峠の弾丸の物的証拠をねつ造	二重橋広場の一一番奥まで、行進を阻止せず、引き入れておいてから襲撃するという謀略。判決は、「警察 襲撃は違法行為」と認定

項目	吹田事件	大須事件
発生年月日 概況	1952年6月24、25日 朝鮮動乱発生2周年記念前夜祭と吹 田駅へコースの武装デモ→梅田駅 集会2~3000人、デモ1500人=朝鮮人 500、民青団100、学生350、婦人50 人、逮捕250人、他 デモ隊重軽傷11、警官重軽傷41人	1952年7月7日 帆足・安腰帰国歓迎報告大会、大須球場 集会1万人、無届デモ3000人 逮捕400人、警官事前勤員配置2717人 死亡2人、自殺1人、重軽傷35~多数
参加者 死傷者		
裁判被告 裁判期間 判決内容	刑法106条「騒擾罪」で起訴111人 日本人61人・朝鮮人50人、統一公判 20年間 騒擾罪不成立 第1審有罪15人、無罪87人	刑法106条「騒乱罪」で起訴150人 分離公判→統一公判 26年1ヶ月間、第1審公判772回 口頭弁論なしの上告棄却で騒乱罪罪成立 有罪116人=実刑5人、懲役最高3年 執行猶予つき罰金2千円38人
軍事方針有無 武器使用 共産党側の認否 関係者の自供	多数の火炎ピン携帯指令の存在 火炎ピンと竹槍(数は不明) 軍事方針存在の全面否認 公判冒頭で、指揮者の軍事委員長 が、軍事方針の存在を陳述。裁判官 は、起訴後であると、証拠不採用	「無届デモとアメリカ村攻撃」指令メモの存在 火炎ピン20発以上(総数は不明) 軍事方針存在の全面否認 共産党名古屋市委員長・愛知ビューローキャップ永 田を共産党が除名→永田は公判で軍事方針の存在 承認
警察側謀略有無	デモ隊1500人について、 警官事前勤員配置3070人	デモ5分後の警察放送車の発火疑惑、その火炎ピン を21年間提出せず。警察スパイ鶴飼昭光の存在。警 察側のデモ隊へのいっせい先制攻撃のタイミングよ さ

大須事件ファイル(宮地作成)では、6つに分けて、謎とき・大須事件と裁判の表裏を検証する。その謎ときテーマは、上記(関連ファイル)のように、第1部から第6部まである。

第1部、共産党による火炎ピン武装デモの計画と準備はどのようになされたのか。それは、中日本ビューロー員・党中央軍事委員岩林虎之助の軍事命令によるものだったのか。共産党名古屋市軍事委員会の組織実態はどうだったのか。火炎ピンは、どの組織が何本製造したのか。

第2部、一方、名古屋市警・名古屋地検による騒乱罪でっち上げの計画と準備が存在したのか。名古屋地裁もその謀略に事実上の加担をしたのか。警察・検察の一体化システムの事前構築は、メーデー事件・吹田事件と比較してどういうレベルにあったのか。

第3部、その政治的軍事的背景として、共産党と国家権力という2勢力の思惑はどうだったの